

# 地域住宅計画

い か た ち ょ う ち い き  
伊方町地域

い か た ち ょ う  
伊方町

策定年月	当 初	平成27年2月

# 地域住宅計画

計画の名称	伊方町地域
-------	-------

都道府県名	愛媛県	作成主体名	伊方町
-------	-----	-------	-----

計画期間	平成 27 年度 ~ 31 年度
------	------------------

## 1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

当該地域は愛媛県の最西端に突き出た佐田岬半島に位置し、人口10,489人、世帯数4,878世帯の地域である。

伊方町は、四国で唯一の原子力発電所が立地し、基幹産業である農業と漁業を中心としたまちである。町の中央を半島特有の低い山並みが走り、町の大部分が30度内外の急傾斜地であることから山裾と海岸のわずかな平坦部に集落が点在している。

平成22年国勢調査によると、持家数は3,996世帯であり、住宅に住む一般世帯の82.1%を占めている。また、民間借家数は189世帯となっている。その多くは一般空き家であり、賃貸住宅は、民間賃貸住宅が53戸、公的賃貸住宅が377戸（公営住宅228戸、改良住宅91戸、特定公共賃貸住宅18戸、町単独住宅40戸）で殆どが公共賃貸住宅が占めている。

しかし、公的賃貸住宅のうち、昭和30年代に建設された木造住宅（19戸）は老朽化が著しく進行している。また、人口は年々減少しており、少子高齢化が進み特に高齢化率は40.66%となっている。

近年、人口減少や過疎化が進んでおり、不良住宅又は空き家住宅が多くなって来ており、周辺の道や家屋等の支障となっている状況である。

## 2. 課題

○安心して暮らせる居住環境は全ての生活の基本となるものであるが、新耐震基準以前に建設された木造住宅が多く、耐震上不安がある。バリアフリー対策が遅れており、高齢者等誰もが安心して暮らせる環境が整っていない。

○古い住宅に関しては、面積や設備の点で依然として居住水準が低い状態のままである。

○町内に存在する木造住宅の老朽化が著しく、周辺の道や住宅等の支障となっている状況が多く見受けられる為、地域住民の居住環境を改善を図り不良住宅又は空き家住宅の除去を推進していく必要がある。

### 3. 計画の目標

- 既存ストックの住宅セーフティネットとしての住環境の向上を図る。
- 管理不十分な空き家が集積している地域について、住環境の悪化等を防止するため当該空き家の除去を推進する。

### 4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
住宅の生活排水処理の割合	%	伊方町内における生活排水処理が下水道、集落排水、合併浄化槽で処理されている公的賃貸住宅の割合(戸数割合)	91.7%	27	98.6%	31

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

## 5. 目標を達成するために必要な事業等

### (1) 基幹事業の概要

(公営住宅ストック総合改善事業)

・ 公共下水道供用区域内において、合併処理浄化槽等で排水処理されている公的賃貸住宅の機能向上と入居者の居住性向上等のため、公共下水道への接続を行う。

(住宅地区改良事業（空き家再生等推進事業）)

・ 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、空き家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態調査を実施し、現状把握を行ったうえで、住環境を阻害している地域における不良住宅等の除却を推進する。

### (2) 提案事業の概要

なし

### (3) その他（関連事業など）

なし

6. 目標を達成するために必要な事業等

(金額の単位は百万円)

基幹事業				
事業	細項目	事業主体	規模	交付期間内
				事業費
合計				0 ……A
地域住宅計画に基づく事業	公営住宅ストック総合改善事業	伊方町	1団地	17
	住宅地区改良事業等	伊方町	20戸	4
合計				21 ……K
提案事業				
事業	細項目	事業主体	規模	交付期間内
				事業費
合計				0 ……B

(参考) 関連事業		
事業	事業主体	規模

※交付期間内事業費は概算事業費

#### 7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

#### 8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

#### 9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

該当なし

※「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。